新宿区 分別収集計画

(令和5年度~令和9年度)

1 計画策定の意義

新宿区は、ごみの発生自体を抑え、限りある資源を有効に活用する「資源循環型社会」の構築のため、ごみの発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle)の3Rの推進に取り組み、各種施策や普及啓発を行ってきた。これらのことにより、区が収集するごみ量は、人口が増加しているにもかかわらず着実に減少している。

しかし、日々排出されるごみの中には、依然として資源となるびん・缶・ペットボトル・ 食品トレイなどの容器包装廃棄物が多く含まれている状況にある。これらの資源を極力回収 するためには、普及啓発に努めるとともに区民がリサイクルしやすい環境を整備する必要が ある。

新宿区では一層の資源の有効活用を推進するため、平成 20 年度から、これまで不燃ごみとして処理してきたプラスチック製容器包装の分別収集を開始したほか、平成 22 年度から、これまで同じく不燃ごみとして収集してきたスプレー缶・カセットボンベの資源回収を開始した。また、平成 27 年度からは、びん・缶・ペットボトルの回収を拠点から集積所回収へ変更することで、区民の排出時の利便性と回収量の向上を図っている。

本計画は、新宿区一般廃棄物処理基本計画に掲げる資源循環社会の構築に向け、容器包装 リサイクル法第8条に基づき、一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別 収集し、再資源化を図るための具体的な方策を示すものである。

2 基本的方向

本計画は、今後 5 年間の容器包装廃棄物の分別区分、収集量及びごみ減量に関して実施する施策等を定めるものである。

計画策定にあたっての基本的方向は、次のとおりである。

- (1) 区民に対しては、容器包装廃棄物の分別排出への協力を求めるとともに、廃棄物の出にくい商品の選択を奨励することなどによって発生抑制の実現に努める。
- (2) 事業者に対しては、ごみの排出者責任の原則を踏まえ、事業者の責任において、ごみ減量、リサイクル推進に取り組むよう指導をしていく。
- (3) 区は、容器包装廃棄物について、各分別品目の分別方法がより排出者に浸透するように、普及指導に努める。
- (4) 区は、資源循環の流れを促進するため、リサイクル製品を積極的に使用するよう働きかけていく。

3 計画期間

令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

スチール缶、アルミ缶、ガラスびん (無色、茶色、その他)、紙パック、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装、白色トレイを対象とする。

なお、紙製の容器包装(紙パック、段ボールを除く)については対象品目としないが、新 宿区一般廃棄物処理計画に基づき「古紙類」として資源回収するほか、区民主導で集団回収 を行っている。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	28,076 t	27,937 t	27,800 t	27,663 t	27,528 t

6 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を実施、検討する。実施にあたっては、区 民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分割し、相互に協力、連携を図る。

「普及、啓発活動の充実」

- 広報紙、パンフレット、ホームページ及び資源・ごみ分別アプリ「さんあ~る」等による情報提供及び意識啓発の促進
- 関連団体及び関連事業者等との情報交換の充実と人材育成

「環境教育の充実」

- 小学校、住民団体への環境学習・講座・講演会の実施
- 町会、自治会等が開催するイベントに参加しての体験型教育の実施
- ごみ処理施設・リサイクル関連施設の見学会の実施

「自主回収の支援」

- 町会、自治会等の区民団体による集団回収促進のための回収用具の支給、報奨金の支給 等の支援
- 資源回収業者に関する情報の収集と積極的提供

「排出指導の徹底」

- 本計画及び一般廃棄物処理計画の分別区分に沿った適正な排出に関する指導
- 専門の係による事業用大規模建築物への排出指導

「過剰包装の抑制」

- 製造者、流通業者、販売業者、区民等への容器包装廃棄物の発生抑制の啓発
- レジ袋辞退等を推進するためのポイント制度の実施

「関連団体との連携」

- 発生抑制のための区民団体及び事業者等との協力体制の強化
- 区民団体・事業者・区で構成する協議会での、容器包装削減に向けた具体策の検討実施

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分		
主として鋼製の容器	缶		
主としてアルミニウム製の容器	Щ		
主としてガラス製の容器			
――― 無色のガラス製容器	ガラスびん		
――― 茶色のガラス製容器			
└── その他のガラス製容器			
主として紙製の容器であって飲料を充てん			
するためのもの(原材料としてアルミニウ	紙パック		
ムが利用されているものを除く)			
主として段ボール製の容器	段ボール		
主としポリエチレンテレフタレート(PET)			
製の容器であって飲料又はしょうゆその他	ペットボトル		
主務大臣が定める商品を充てんするための			
もの			
主としてプラスチック製の容器包装であっ	白色の発泡スチロール製食品トレイ(以下「白		
て上記以外のもの	色トレイ」と表記)		
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック		
	製容器包装		

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(第8条第2項第4号)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
主として鋼製の容器	463t	463t	463t	462t	462t
主としてアルミ製の容器	768t	767t	767t	766t	766t
無色のガラス製容器	844t	843t	843t	842t	841t
無色のカノへ表合品	(844t)	(843t)	(843t)	(842t)	(841t)
茶色のガラス製容器	544t	544t	543t	543t	543t
衆色のカノハ穀谷品 	(544t)	(544t)	(543t)	(543t)	(543t)
その他のガラス製容器	2,130t	2,128t	2,127t	2,125t	2,124t
ての他のガラハ教存品	(0t)	(0t)	(0t)	(0t)	(0t)
主として紙製の容器であって					
飲料を充てんするためのもの					
(原材料としてアルミニウム	25t	$25\mathrm{t}$	$25\mathrm{t}$	25t	25t
が利用されているものを除					
< 。)					
主として段ボール製の容器	6,819t	6,814t	6,809t	6,804t	6,799t
主としポリエチレンテレフタ					
レート(PET)製の容器であっ	1 0074	1,895t	1,894t	1,893t	1,891t
て飲料又はしょうゆその他主	1,897t (1,897t)	(1,895t)	(1,894t)	(1,893t)	(1,891t)
務大臣が定める商品を充てん	(1,897t)	(1,8991)	(1,0941)	(1,0950)	(1,0910)
するためのもの					
主としてプラスチック製の容	1.011	1.010	1 0004	1.005	1.000
器包装であって上記以外のも	1,811t	1,810t	1,809t	1,807t	1,806t
0	(1t)	(1t)	(1t)	(1t)	(1t)
	1t	1t	1t	1t	1t
(うち白色トレイ)	(1t)	(1t)	(1t)	(1t)	(1t)

^{※1} 回収見込み量は、過去の収集実績・人口変動等に基づき予測した。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算出方法

令和3年度の分別基準適合物の収集実績×人口変動率(平成29年から令和3年)

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(第8条第2項第5号)

分別収集は、集積所回収や区施設を利用した回収等の現行の収集体制を活用して行う。 また、町会・自治会等の区民団体が取り組んでいる集団回収を支援していく。

^{※2 ()}内は全量のうち区が独自に処理する量を示す。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分 別の区分	収集・運搬段階	選別・保管 等段階
缶	アルミ スチール	缶	○区が集積所で回収(週1回) ○区民団体による集団回収	民間業者
びん	無色ガラス 茶色ガラス その他ガラス	ガラスびん	○区が集積所で回収(週1回) ○区民団体による集団回収	民間業者
紙 類	紙パック	紙パック	○区が集積所で回収(週1回) ○区が公共施設等で回収 ○区民団体による集団回収	民間業者
	段ボール	段ボール	○区が集積所で回収(週1回) ○区民団体による集団回収	民間業者
プ ツラ ク チ	ペットボトル	ペットボトル	○区が集積所で回収(週1回)	民間業者
	白色トレイ	白色トレイ	○区が公共施設等で回収	民間業者
	プラスチック 製容器包装	プラスチック 製容器包装	○区が集積所で回収(週1回)	民間業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

- (1) ガラスびんについては、区が委託する民間業者の施設において選別、保管を行う。
- (2) 缶、紙パック、段ボール、ペットボトル、白色トレイについては、区が委託する民間業者の施設において処理を行う。
- (3) プラスチック製容器包装については、区が委託する民間業者の施設において、選別、圧縮、保管を行う。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項(法第8条第2項第7号)

- (1) 平成 20 年度より開始したプラスチック製容器包装の分別収集については、分別収集実績を的確に把握し、計画量との誤差を検証・分析することで、より適切な分別収集体制を構築する。
- (2) 町会、自治会等の自主的活動である集団回収を促進するため、報奨金の支給、回収用具の支給等の支援を行っていく。
- (3) 自動販売機設置者に対して、びん、缶、ペットボトル等の回収容器の設置及び回収した 空き缶等の資源化を条例により義務付け、再資源化を積極的に進める。
- (4) 区民団体、事業者、区が連携して平成 21 年に行った「新宿発エコなくらし」 3 R 協働 宣言に基づき、レジ袋の削減や簡易包装の奨励、資源回収の推進をそれぞれが実践するよう呼びかけていく。
- (5) 一部販売業者が実施している容器包装廃棄物の回収、再資源化の取組について、区民に協力を呼びかけていく。
- (6) 製造業者等が商品の製造だけでなく、消費後の廃棄の段階まで責任をもって対応する拡大生産者責任の考え方に基づき事業者の負担を位置づけるよう、国等に対して継続して働きかけていく。

- (7) 現在可燃ごみ、不燃ごみの中に含まれて廃棄されている容器包装廃棄物については、区 民には排出者責任としてよりいっそうの手元分別を求めるとともに、新宿区は収集者の義 務として、資源回収拠点の増設等を含め、排出者がより廃棄物を排出しやすい環境を整備 していく。
- (8) 廃棄物を減量することが、エネルギーの節減や環境負荷を少なくすることに繋がるとの認識を常に持ち、環境全般に配慮した区政運営が実現できるよう取組を進めていく。